

- 9月定例府議会が9月19日に開会しました。9月24日に迫祐仁議員がおこなった代表質問と答弁の概要、他会派議員の代表質問項目をご紹介します。

迫 祐仁 代表質問 1
他会派議員の代表質問項目 15

9月定例会 代表質問**迫 祐仁（日本共産党、京都市上京区）2012年9月24日****京都府南部豪雨災害について**

【さこ】日本共産党のさこ祐仁です。私は議員団を代表して、知事並びに関係理事者に質問いたします。

最初に、8月13日からの京都府南部豪雨災害によりお一人が亡くなり、お一人が行方不明となっております。お悔やみを申し上げますとともに、一刻も早い発見を願い、捜索活動に全力をあげていただくことを要請します。また、被災された多くの方々に心からお見舞い申し上げます。

我が党議員団は豪雨の直後から、現地の日本共産党組織や市町議員とともに復旧・支援のために被災地の状況を調査し知事へ二度にわたる要望を行ってまいりました。また浸水した家屋の泥だし、洗浄、壊れた家具類の撤去などのボランティア活動や募金活動に取り組み、被災者の皆さんの切実なご要望も伺ってまいりました。

今回の災害の被害は、全壊17棟、半壊15棟、落雷による全焼1棟、床上浸水701棟、床下浸水2393棟、農林関係被害は12億9千万円、商工業関連は4億8千万円を超えるなど、南部では1953年の南山城水害以来の大災害となりました。

京都府では、甚大な被害の中、復旧活動などに奮闘していただいておりますが、被災された方々の生活再建にむけた支援、二次災害防止の対策など住民のいのちと暮らしを守る行政としての役割発揮が一層求められています。

じん速で柔軟な支援制度の運用を

そこで、まず被災者に対する生活支援・住宅支援の問題についてお聞きします。

第一に、被災者生活再建支援法の対象の見直しや適用自治体の拡大を国に求めるとともに、罹災証明の発行・被災者相談などに、迅速・丁寧に対応し、災害救助法・被災者生活再建支援法、各種支援制度について、迅速で柔軟な運用を図るよう強く求めるものです。いかがですか。

罹災証明の発行が進んでいますが、被害程度の認定について再審査を求める件数が30件を超えていると聞いています。住宅再建支援については、府独自の支援として、国の被災者生活再建支援法で対象外とされる市町も含めて全壊から床上浸水まで被害の状況に応じて支援するとしていますが、約2400棟の床下浸水被害に対しては何の支援も組まれていません。床下浸水でも、例えば、床下にたまった泥をかき出すために、数百万かけて改築したばかりのフローリングの床をはがして作業されたお宅もあります。

第二に農業や商業の被害についての独自支援です。今回提案されている農作物生産確保緊急対策事業では、対象品目を九条ねぎ、みず菜、宇治茶の京のブランド産品に限定されていますが、京のブランド指定以外でも全ての農産物を対象にすべきです。また、被害を受けた商工業関連業者への支援策が盛り込まれていません。商品の損失や設備の損壊など被害補償など支援策が必要と考えますがいかがですか。お答えください。

総合的な治山治水と抜本的な災害対策せよ

次に二次災害防止と抜本的な災害対策の問題です。

今回の災害の特徴は、里山が崩落し大量の土砂と生木や間伐材が流出し、流れをせき止め宇治川に流

入する中小河川が氾濫し大きな被害をもたらしたことです。荒廃した山と河川上流の開発が被害を拡大したのです。知事は防災訓練のおり、ヘリコプターから被災地を見て、多くの山が崩れている状況に驚かれたということですが、二次災害防止の災害復旧を急ぐとともに、河川改修、ゴルフ場などの開発行政の見直し、総合的な治水治水対策の検討を求めますが、いかがですか。

次に抜本的な災害対策の問題です。今回の豪雨災害では府管理の中小河川の改修の遅れの問題が明らかになりました。弥陀次郎川が決壊し、大量の土砂が流入し住宅が崩壊浸水した五ヶ庄地区の住民説明会では、住民から「天井川を長年改修しなかった行政の怠慢から災害が起きた」「住民への情報提供が非常に遅い」など怒りの声が相次ぎました。

弥陀次郎川は、平成2年から改修されていますが、天井川部分760メートルの改修区間のうち工事完了区間は下流から195mです。工事完了予定年度はその時点で平成36年とされ、12年後の予定です。これでは住民が安心して再建に取り組めません。

「行政の怠慢から災害が起きた」と言う住民の声にどうこたえるのか、お答えください。

昨年8月から、京都府防災会議専門部会集中豪雨対策部会ハード対策という会議が開かれ、府内の集中豪雨災害対策の現状と課題、府の河川整備の状況が検討されてきました。今回改めてその資料を読みますと、河川改修の遅れや山林からの流出量の増加、宇治など府南部での水害の発生を予測する内容でした。

そこでお聞きします。知事は当然このような検討が進められていることはご存じだと思いますが、この内容をただちに生かすべきだと思いますがいかがですか。

河川改修の予算を大幅に削減

なぜ河川改修工事に時間がかかるのか。その理由は府が河川改修への予算を大幅に削減してきたからではありませんか。このグラフを見ていただきたいのですが、河川改良費や砂防費の予算は平成11年度と23年度と比べて大幅に減少しています。その結果、河川整備率は全国42位と極めて遅れた事態になっています。なぜ、これほど予算を減らしてきたのか。知事の府民の命を守る姿勢が問われています。住民の安全のための身近な府管理河川の日常的な点検を強め、河川改修計画を見直すこと。河川改修や防災対策の通常予算の増額を図るよう求めますが、いかがですか。お答えください。

土木事務所廃止で災害対応に重大な支障

また、府の土木事務所の統廃合により、宇治土木事務所が廃止されたことが災害対応に重大な影響を与えたことも問題です。8月22日に開かれた建設交通常任委員会では、与党の委員から「現地への府職員の到着がおそかった」「初動の遅れがあった。宇治市長が大変怒っておられた」という意見が出され、建設交通部長は「京田辺市にある山城北土木事務所から被災地を見に行こうとしたら冠水が各地で発生し、現場へ、なかなかたどりつけなかった」と答弁されました。

宇治市には2003年まで土木事務所があり職員53人、そのうち土木専門の職員が32人配置されていました。ところが知事は住民の反対を押し切り、2004年春に地方振興局の再編をおこない、宇治土木事務所を廃止し、京田辺市に「山城北土木事務所」として再編しました。

このとき京都府全体で13あった土木事務所を8つに統廃合され、統合前には、618人いた土木事務所職員は現在では519人に減らされています。技術職員は332人が283人に減少したのです。

我が党議員団は府民サービスが大きく後退するとして統廃合の撤回を求めました。土木事務所があった舞鶴市や亀岡市などからも廃止への不安がだされました。しかしわが党以外の会派の賛成で土木事務所の統廃合を強行しました。その結果として、今回の京都府南部豪雨災害での初動の遅れにつながったのです。

初動体制の遅れを検証し、土木事務所の統廃合による広域化や職員削減による現場対応力の弱体化等を見直し、宇治土木事務所の再設置とともに体制強化を図ること。全府的にも土木事務所の再設置、専門職員を増員し、体制拡充を図るよう求めますがいかがですか。

【知事】被災者の生活支援・住宅支援について、被災者生活再建支援制度については、対象が災害救助法適用地域に限定されるために、その改善について既に知事会から国に要望しているところであります。また、災害救助法そして被災者生活再建支援法については、発生当日に宇治市を対象とする適用を決めますとともに、中川防災担当大臣が宇治市を視察された際には各種の支援制度について迅速に柔軟な適用、運用を行うように要請をしたところです。

その上で、すでにご議決いただきましたけれども、補正予算として全国トップとなります支援制度を

決めたところであります。

建物被害調査や罹災証明の発行業務につきましては、今回、京都大学の防災研究所の協力を得まして被災者支援システムを試行的に活用させていただきながら、これは単純に比較は困難ですが、調査対象の家屋数が同規模の東日本大震災の症例ではだいたい罹災証明は2カ月くらいかかったのですが、9月10日から、もう実施されるという迅速な対応を図っているところでありまして、例の住宅再建の相談窓口にも府の職員を派遣して相談に応じるなど被災者の生活支援に努めているところです。

農作物の被害については、災害発生直後から普及センターが直接被災農家におもむき速やかに生育回復できるようにきめ細かく技術指導を実施しております。その上で、京都の農業をけん引するお茶や九条ねぎ、みず菜については早期に生産を回復して安定的に出荷することで競争力を維持していく必要があるため、回復や景気回復に要する経費を緊急的に支援したものであります。さらに、その他の各市町の特産物も含めて関係する市町やJAと一丸となって中長期的な視点にたって排水性の高い土づくりや栽培方法の改善、品質の向上にも取り組みを支援してまいりたいと考えています。

商工業者の支援策については、中小企業応援隊の個別訪問や南部大雨対応中小企業相談窓口を通じて被害状況の把握や事業者の経営再建にむけた相談等をすすめております。その中で借換融資や中小企業へのステップアップ事業など当初予算で措置している施策を重点的に活用しながら、今後状況に応じきめ細やかに支援をしてまいりたいと考えているところです。

二次災害の防止対策について、現在、炭山地区などで京都府と宇治市が連携して実施しており、早期復旧にむけて取り組んでまいります。一定規模を超える林地開発については、森林法とこれは京都府独自に開発行為者と地域住民との合意形成にむけた手続きを義務付けました京都府林地開発行為の手続きに関する条例などで指導を行いながら対応しているところでありまして、今後こうした京都府の独自の取り組みをしっかりと進めていきたいと考えています。

今回の災害をふまえ、総合的な集中豪雨対策は京都府防災会議の集中豪雨対策部会において専門家から意見をいただきながら、今、検討を重ねているところでありまして、弥陀次郎川につきましては、点検・補修等を定期的に行っており、さらに抜本的な対策を進めるため地元の合意形成を図りながら、切下げの改修工事を下流から進めてきており、先日開催した地元説明会でもそのことを住民の皆様にもお話をしたところでありまして。

集中豪雨対策については、従来から河川の拡幅や天井川の切下げ等の改修を進めてきたところでありまして、近年各地で局地的集中豪雨による被害が発生していることを受けて京都府防災会議の集中豪雨対策部会を設置し、河川改修等の施設整備と流域貯留浸透施設の雨水流出抑制対策等流域全体で総合的な対策についての検討を行い、3月に京都府地域防災計画の見直しを行ったところです。これに基づいて今年度から集中豪雨対策推進費として予算に計上し、道路、河川、砂防施設等のハード整備や氾濫シミュレーションのソフト対策を一体的に追及する等、今より広範な集中豪雨対策を進めているところです。

今年度当初予算において、河川改修とかそういった公共事業などにかかる費用は、投資的経費全体で、地方財政計画は前年比96.4%（で、これ）を大幅に上回っており、ずうっと全体的な予算が縮小するなかで前年度比105.3%の事業量を確保するとともに、どうしても補助事業が今落ちておりますので、単独事業については前年度比110.9%という全国的にも大幅な伸びを確保したところです。また、今回の補正予算で天井川の安全対策等必要な防災対策を追加措置するなど適宜適切に予算を計上しており、これからも計画的に改修を進めていきたいと思っております。

今回の豪雨は、3時間の降雨水量がこれは186mmの宇治市のみならず同時期に八幡市176mm、久御山町でも174mmを観測するなど、これは計測する場所は限られていますから、多分山間部ではもっと降ったのではないかなと思っております。まさに経験のない豪雨が府南部地域全体に及んだものであり、その中で特に未明、集中、局地的ということもございましたので、厳しい対応をせまられました。山城北土木事務所を中心に、管内全域に対して警戒態勢をとり機動的に活動したところです。

37%に落ち込んだ河川改良費

【さこ指摘要望】被災者に対する支援についてですが、今回の豪雨災害の被災者の中で、まだ支援の枠に入らない床下浸水やブランド野菜以外の小松菜、ナスなどの農産物、商品や機械部品が水につかり被害を受けた商工業者など被害は甚大ですが、その方々に対する支援をしていく、そういう支援策を拡大することを強く要望しておきます。

改めてパネルを見ていただきたいが、河川改修の予算が極端に減っているのです。平成11年と23年

度を比較すると河川改良費でも37%に落ち込んでいるんですよ。こういった問題をしっかりと見ていかなければならない。

また、体制の問題では、土木事務所の統廃合による広域化や職員削減が、初動の遅れ、現場対応力の弱体化につながっている。これでは、台風23号の災害の教訓が活かされていないのではないですか。住民説明会で「人災だ」との声もあったと聞きますが、府民のいのちと暮らしをいかにおろそかにしてきたかが問われる内容ではないでしょうか。河川改修などの抜本的促進と土木事務所の再設置、専門職員を増員するなど体制拡充を強く求めておきます。

京都経済を悪化させる消費税増税に反対せよ

【さこ】次に、京都の経済問題について伺います。

民主、自民、公明3党は、国民の過半数が反対しているにもかかわらず、消費税増税法を談合により強引に成立させました。いま、中小零細業者は本当に怒っています。商店街の方は、「こんなに景気が悪いのに常軌を逸している」と怒り、また百二十年來の老舗の店主からは「増税前に廃業する」との悲痛な声を聞きました。消費税増税で京都経済は壊滅に追い込まれるのではないかという懸念が広がっています。帝国データバンク京都支社の調査では府内企業の約6割が増税で「業績に悪影響がある」と答え、また、価格転嫁の点では、すべて転嫁できる企業は約38%にとどまりました。国内消費も縮小するという回答が約8割を占めました。

京都商店連盟の宇津克美会長は「増税分が価格に転嫁できず、各商店の経営が圧迫される。増税するのなら内需を大きくする景気浮揚策をしてほしい」とのべ、京都府中小企業団体中央会の渡辺隆夫会長は「物を買う人に高い税金を取る制度では景気は悪くなる」と懸念を示されました。

ところが知事は、このような府民の不安にまともに応えず、法案成立直後の記者会見で「財源の安定確保から歓迎する」と表明されました。京都経済をいっそう悪化させるとして消費税増税に反対する中小業者や多くの府民の不安の声があっても増税実施に賛成するのですか。お答えください。

【知事】消費税についてであります。少子高齢化が急速に進む中で、国民が安心して希望が持てる社会保障の実現、これは国民健康保険も同じですが、こうしたことを踏まえれば、国地方双方にとりまして、財源安定確保は、避けて通れない課題であり、その観点から国会において議論がなされ、法案が成立した。

しかしこれまで消費税率の引き上げの実施に当たっては、私どもは何度も申し上げている通り、東日本大震災や厳しい地域経済の状況に配慮すること、そして逆進性を踏まえた低所得者等への対策を十分に講ずること、国民の理解を得るためにも徹底した行財政改革と地方分権改革を進めること、この立場からすると、マイナンバー法案が継続審議になったことは、私は非常に残念なことだと思っております。こうした中で私も、国と地方の協議の中で、あらためて申し入れたところで、今後も引き続きあらゆる場面で訴えてまいりたい。

増税分を不要不急の大型公共事業にまわす

【さこ再質問】お答えいただきました。消費税の問題、安定財源とか受益と負担を考えるべきだと色々言われるが、社会保障に最もふさわしくないのが消費税なんです。

社会保障改革推進法は、自助、共助、公助の組み合わせに留意すると言いながら、国民の自立を家族相互及び国民相互の助け合いで実現するとして、国や自治体の責任を放棄し、個人責任にするものです。そして社会保障財源をすべて消費税で賄うものであり、さらなる税率アップにつながる最悪のものです。

それだけではありません。増税で浮く財源を高速道路や、巨大港湾などに回すことを法案の付則に盛り込み、自民党は、「国土強靱化」として10年間で200兆円、公明は「防災・減災ニューディール推進基本法」で10年間100兆円への大判振る舞いを計画している。まさに消費税増税は、不要不急の大型公共事業の「打ち出の小づち」で、「増税分は社会保障に使う」という建前まで投げ捨て、増税の根拠も破たんしています。そういう自民、公明と談合して民主党は消費税を強行したのです。増税を評価する知事は府民の実態が分かっておられない。指摘しておきます。

【知事再答弁】いろいろおっしゃいましたが、消費税が一番福祉に反するんだったら、福祉先進国と言われている北欧、だいたい消費税20%ですから、日本の方がはるかに福祉国家になってしまうんですけども、問題は使い方の問題ではないですか。どういうふうにするかということ、きちっとこういう国が20数%ながら、世界最高の福祉国家を維持してるんですから、消費税を上げれば福祉が後退す

るという発想は、それこそ世界の例を見ても、まったく珍説であるとしか言いようがないと思います。

また、先ほど防災や強靱化に充てるために、まさに河川の整備や山崩れに防災のために充てろという話に対して、これは大判ふるまいだということは、先ほどおっしゃったことと、まったく矛盾してしまっていて、これはどっちを向いているのか、これはばらばらの姿勢が問われるのではないかな。

河川管理について、安全については公共事業だから大判振る舞いだからやめろといいながら、今度は事故が起きたら、やっぱり減らしたではないかと言って批判する。こういうご都合主義の意見というのが、私は安定的な京都府の構築を妨げているのだということを、改めて確認した次第です。

企業誘致と成長企業依存の破たん

【さこ】京都府内の中小企業は全事業所の約88%、常用雇用の68%を占めるなど京都経済の中心を担っています。その中小企業が元気になってこそ京都経済も元気になるのです。

知事は就任以来、企業誘致と成長する企業に依存した地域経済づくりという中小企業施策をとってこられました。2007年に制定された「京都府中小企業応援条例」は、研究開発事業における知事認定企業への不動産取得減税や知的財産・融資の支援など新技術で新たな事業展開する企業向けの「政策条例」ですが、この応援条例に基づき支援された企業は、「元気印中小企業認定制度」での認定は110件とごくわずかであります。長引く円高不況や中国経済の失速などの影響を受けているときに、一部のベンチャーや新規事業だけ育成・応援する政策は、京都経済の活性化には役立っていないのが実情です。

いま、ものづくりの街・京都を支える製造業の事業所数をみると、2002年に6456あったのが、2010年には5004と23%も減りました。その内訳をみると全事業所の94%を占める従業員数99人以下の事業所は減少しつづき、一方300以上の大手事業所がわずかに現状維持という状況です。また赤字企業の割合は、2012年には76.5%に達しています。

いま、多くの県でこれまでの大企業中心、企業誘致で地域経済を活性化する経済政策の行き詰まりや破たんの中で、地元の中小企業を中心にした政策への見直し、転換が始まっています。トヨタ本社があり自動車産業を中心にした製造業が盛んな愛知県でも、トヨタの生産拠点の海外シフトが進むなかで、地域経済をまもり、活性化させるのに中小企業の役割はとの検討が、中小企業家同友会や中小企業団体中央会など多くの中小企業団体が参加して始まっています。

中小企業振興条例制定で経済政策転換を

京都府でこそ中小企業政策の転換が必要ではないでしょうか。事業所の76%以上が、赤字に苦しみ、元気をなくしているもとで、京都経済の根幹をなす12万社の事業所すべてを援助対象にし、応援することこそ、京都経済の再生ができると思います。抜本的な中小企業対策の転換を求めますがいかがですか。

その点でも、中小企業をどう位置づけるかが重要です。2010年に政府は「中小企業憲章」を閣議決定しました。中小企業は経済をけん引する主役と評価し、「政府が中核となり、国の総力をあげて」中小企業を支え、「豊かな国民生活を実現する」と宣言しています。政府でさえ、こう述べているのに京都府の中小企業の位置づけは極めて遅れていると言わざるをえません。

いま府内の自治体の中で、中小企業振興条例づくりの動きが進んでいます。「住宅改修助成制度」や「福祉の里づくり」などを通して、仕事づくりや雇用を拡大し地域内循環経済に力を注いできた与謝野町では、今年4月府内で初めて中小企業振興条例を制定されました。7月に開かれた条例制定記念シンポジウムでは、制定に携わった町内の業者の方による条例説明やシンポをお聞きして、押しつけではなく農業や商工業者の皆さんが地域経済や町づくりの重要な担い手として参画されていることに非常に驚かされました。

町の発展、町民の生活向上を中小企業振興によっておこない、事業者、町民、経済団体等、行政が中小業者の役割と重要性について共通認識を持ち「まちぐるみ」で生み出した利益を地域内で回す地域循環型経済の構築をはかるといことが、条例の基本理念、目的として貫かれています。

久御山町では、新しい町長が「中小企業振興条例」をつくると力強く表明されています。京丹後市でも作られようとしています。このように京都府内でも中小企業振興条例策定の動きが大きな流れとなっています。

わが議員団は昨年2月に「京都府中小企業振興基本条例大綱」を発表し条例制定を知事に求めました。府の経済政策転換が求められているなか、地域循環型の役割を担う中小企業に光をあてる「中小企業振興条例」の制定が京都府でも必要だと思いますが、いかがですか。

【知事】中小企業支援についてですが、中小企業は京都の地域経済の雇用の重要な担い手であるだけではなくて、地域社会の形成においても大きな役割を果たしている。こうしたことは中小企業応援条例についても、今年全会一致で可決して、目的規定をいれて、中小企業の状況に応じた総合的な支援と経営の安定的な総合支援を全部入れているわけで、その点はよく中小企業の応援条例も読んでいただきたいと思います。全会一致で賛成しながら、なんか違う、違うとおっしゃるのは、私は意味が解らないんですが。さらに育成型中小企業の取り組みを推進するために、京都産業育成コンソーシアムの創設、そして中小企業の応援隊によりましては、年間のべ4万件の訪問支援をしております、第一四半期で、今年も12000件と昨年度を上回る件数でいき、経営改善を行うステップアップ支援やそういった助成は2000件近いんですね、先ほど140件とかなんとかおっしゃっていましたが、やっていることをきちっと見ていただけたらと思います。さらには10年間でべ14万件を超える制度融資などを、実情に応じたきめ細かいサポートを、実施しているところでして、このような取り組みの結果、府内の倒産件数は、リーマンショック、円高と厳しい経済情勢が続いているにも関わらず、3年連続減少をしているところでございます。設備投資支援をうけて、例えば産業基金製造企業が新工場を建設して生産を増強するとか更に中小企業の方が、自社ブランドによる新しいものを作ったり、本当に下請け、中小企業の皆さんが下請けを脱却するために大変努力をされている。それを我々は訪問して一つ一つ応援していることを御理解いただきたい。中小企業振興条例は、今年2月定例会で抜本的に改めました。そして育成型中小企業を支援を基本として様々な議決、応援体制をとったということで、この点ご理解をいただきたい。

追い込まれている業者の声に応えよ

【さこ再質問】更に、中小企業振興条例について、9月18日付け「建設経済新聞」に、京都府官需適格組合協議会の総会で「厳しい状況。このままでは生き残れない。従来通りのやり方ではダメ。中小業者振興基本条例や公契約条例などの取り組みが話し合われた。」と報道されている。ギリギリのところまで追い込まれている府内の業者の声に応える必要があるのではないか。再度お答えください

【知事再答弁】中小企業支援につきましては、これは先ほど申したように、今年だけでも1万2千件を超える中小企業を前に、その中で企業のしっかりした経営改善、経営状況を踏まえた形で支援をしていく、この試みを続けているわけですし、さらに制度融資等を通じて、これからも中小企業が京都府において主要な役割を果たすように、われわれは全力を上げてゆきたいと思います。

生活密着型の公共事業にこそお金使え

【さこ指摘】お答えいただきましたが、私は大型の港湾事業などこういう無駄なところにはお金を使うな、生活密着型の公共事業には使いなさいと言っています。ちゃんと聞いてほしい。

また、中小企業振興条例の問題ですが、実際には中小業者のみなさんは大変な状況にある。そのなかで中小企業が主人公に、地域経済を豊かにするために、そういうことが今求められているのです、中小企業振興基本条例が、このことにきちんと応えてゆきます。関係者の声をしっかりと聞いて、条例を京都府が作るべきだということを指摘しておきます。

憲法 25 条否定の社会保障制度改革推進法の撤回求めよ

【さこ】次に府民の命とくらしを守る社会保障について質問します。

民主、自民、公明の3党が、消費税増税法の密室「修正」協議のなかで自民党が突然持ち出し、民主党が丸のみした「社会保障制度改革推進法」が8月22日施行されました。

日本弁護士会の会長声明では、「国による生存権保障及び社会保障制度の理念そのものを否定するに等しく、日本国憲法 25 条に抵触する」と反対声明を出しました。この法律は、社会保障の基本は「自助・自立」の「自己責任」であるとして、国や地方自治体の公的責任と財政支出を大後退させる方向を鮮明にしている、文字通り「社会保障解体宣言」というべきものです。知事も社会保障制度改革推進法に対して、明確に撤回をもとめるべきと考えますが、いかがですか。

【知事】次に社会保障の問題についてですが、社会保障制度改革推進法をはじめとする社会保障と税の一体改革関連法案は、去る8月10日に成立したところですが、今回の関連法案では、少子高齢化の急速な進展や国、地方ともに厳しい財政状況のもとで安定的な財源確保など持続可能な社会保障制度の確立を目指すとされているところで、しかしながら中身はこれからであり、社会保障制度改革推進法の重要な柱になっているのは、社会保障制度改革国民会議、この場において議論されて、今後の社会保障制

度の総合的かつ集中的な改革が出てくる。ですから、この場が問題になってくるわけです。私どもとしてはこの改革が、良い方向に進むために、住民と直接向き合う地方が、現場の意見をしっかりとこの場で提起することが重要と考えていまして、このため国と地方の協議の場で、私から地域の現場の意見を十分反映させるよう申し入れたところです。

お金なくて受診抑制が増える

【さこ】府民が置かれている状況は大変厳しいものがあります。特に医療を受ける権利を奪い、命を脅かしている問題は高すぎる国民健康保険料と医療費の窓口負担の問題です。

先日、私は京都府保険医協会の開業医のみなさんからのアンケート結果をお聞きしました。1年間で国保の資格証で受診した患者さんを診察した医師は12%あり、受診遅れによる重症化や死亡例の経験、又間接的に聞いたことがあると回答した方が15人いらっしゃいます。また窓口で医療費負担によるトラブル・困ったという経験が33%と、5年前の3倍以上に増えていました。その場合どうしたかという質問では、患者さんの依頼と診療側の配慮から「診療内容を手控えた」が、75%であったそうです。私ども議員団に相談のあった方で、自営業を営むご夫婦は、共に肝炎を患い治療を受けていますが、「収入が減る中で、家のローンや国保料の支払い、子どもへの教育費などのため、自分の受診を我慢し」、「体調が悪くなって受診すると腫瘍が発見」されました。日本医師会の窓口調査でも11・5%が「経済的理由により受診しなかった」ことがあると答えています。

まさにお金のあるなしで治療を削らなくてはならない事態が作られているのです。

地方税機構が説明なく差し押さえ

その一方、国保や税金の滞納を徴収する「地方税機構」による乱暴な取り立てが行われています。ある70歳代から80歳の3世帯4人で構成する高齢者の家族で、そのうち2人は病気を抱え入退院を繰り返し医療費がかさみ滞納が生じました。4人の収入は生活保護基準並みであり、医療費を払うのが精いっぱいなため税金の滞納を生んでしまいました。そこに地方税機構が面談も事情の聞き取りもなしに、突然自宅の差し押さえ通知を行なったのです。生活困窮世帯であり、本来差し押さえすべきではないケースです。

昨年度、税機構の滞納処分件数は、預貯金の3089件、生命保険669件、不動産519件、二重差し押さえなどを合わせて7068件。件数では前年の2倍に増加しており、本来は滞納処分を行うべきではなく、自治体が生活支援を行うべき事例が数多くあると思われます。

この間、負担能力を超えた保険料を払えず、資格証の発行などで強制的に受診の機会が奪われて重症化や治療の遅れにより亡くなった方の事例を私どもは告発してきました。

知事が推進の国保一元化が命脅かす

こうした事態を招いた元凶は、1984年当時の自民党政府による国保への国庫負担の削減にあり、当時50%の国保会計に占めた支出割合は半減し、さらに、国は強権的な取り立てや保険証とり上げを自治体に奨励し、一般会計への繰り入れや独自補助の打ち切りを指示してきました。

知事、あなたがやってきたことは、府が市町村へおこなっていた独自助成を08年度に廃止し、さらに国保一元化をすすめることで、市町村の一般会計からの繰り入れ金39億円を引き揚げようとするものにつながり、国民の生活と健康を守る国保制度を更に深刻化させようとしています。

そこで伺います。私は、府民の命と健康が脅かされている問題であり、国に強力で働きかけることは当然として、京都府として保険料の減免制度の拡充や窓口での一部負担金の減免が受けられるように市町村と連携して具体化をはかるようにするべきではありませんか。いかがですか。

また、京都税機構の問題ですが、京都府がつくり、初代税機構の連合長は山田知事でした。知事はさきほどのようなことは起こらないとおっしゃっていたが、現に起こっていることに対し、知事はどうお考えですか。こういうやりかたはやめるべきではありませんか。お答えください。

【知事】国民健康保険についてですが、京都府としましては、全国知事会としましては、これまでからナショナルミニマムを確保する観点から、国に対し国庫負担の抜本的な引き上げを強く主張しているところです。

これはさる8月に、先ほどおっしゃった改革関連法が成立しましたので、これも国保制度の基盤強化の中で、成果につながることを期待したいと思っています。

滞納処分や資格証明書の交付については、国の通知に沿って、滞納者の生活実態を十分に把握し、個

別事情を踏まえたような対応を、市町村に助言・要請を行っているところです。

減免制度につきましては、低所得者の方の受診機会を確保する観点から、市町村とも意見交換を行い、本年2月に、新たに標準的な減免基準を作成したところであり、この基準に沿った運用がなされるよう市町村に対し要請するとともに、一部負担金の減免制度に対する財政支援も併せて実施し、減免制度の底上げ定着を推進しているところです。

ただ、正直言いますと、国保の現状からみると本当に小さな市町村が、保険と言う形でこれから、人口が2000人に満たないようなところができるかということは、大変難しいのではないかと。そういうところで高齢化が進んでいるという現実があるわけで、どっかで保険としての規模を拡大し、安定したものに変わっていかねばいけなないということは、私は自明の理ではないかと思っております、そういう観点から、京都府としても、施策を推進していることを御理解していただきたい。

次に京都地方税機構における滞納処分につきましては、これは滞納処分の手続きに対しまして、確認しましたところ、滞納者につきましては、納税相談を進める中で、経済状況や財産の保有状況、納付意思の個別事情をきちっと判断しながら、ちゃんとしているという回答を得たところでして、同様の質問が8月に行われました、税機構の議会でもあり、そこにおいてもきちっとした答弁がなされていると聞いているところであります。

基本的人権を侵すやり方はやめよ

【さこ指摘】社会保障の問題についてですが、あらためて言うが、社会保障制度改革推進法は、憲法25条の精神を突き崩すものだ。財源は消費税増税。国や自治体の責任を放棄する社会保障解体法だ。全国の医療、社会福祉、障害者団体が法の撤回を求めている。京都でも保険医協会をはじめ抗議を表明している。

知事がこういう声に応じて法の撤回を求めることを強く要求します。

税機構について、私もお話を直接お聞きしました。適切に判断されて行われたその結果がこういう生活困窮者からの差し押さえです。高齢化の家族4人が入退院を繰り返し、生活を維持することができない状況にあるのにご本人たちからは何らの事情も聞かず、自宅を差し押さえする、基本的人権を脅かすこんなひどいやり方は、改めるべきだと指摘しておきます。

「即時原発ゼロ」の立場に立って国に求めよ

【さこ】私は先日福島原発から20キロ圏内の警戒区域であり、4月16日から避難指示解除準備区域となった南相馬市小高区に入り、犠牲者の捜索にもあつた市会議員さんのお話も伺ってきました。駅前商店街は全壊家屋、駐車場や地面の陥没、陶器店は割れたお茶碗やお皿が散乱したままでした。滞在は日中だけで宿泊はできず、水道もガスも復旧していない状態で、住民の気配は全くなく、工事車両を見受ける程度でした。

海岸沿いの田園は雑草が生い茂り、横転した自動車やどこから流れたのか自動販売機が横たわっており、家屋は全壊状態のままです。地震がおき津波に襲われそして原発の爆発事故。所在の分からない家族を捜すこともできず「とにかく避難しろ」の指示で何も持たず3月12日にこの地から出たのです。「捜索を続けていれば助かった人がいたはずだ」と地元の方が言われました。1年6カ月もたつのに、3・11から何も変わっていない、時間が止まったままの状態を目の当たりにして私は言葉もでませんでした。

ガレキがあちこちに野積されて、除染も処理もできない状態で、それは福島県全体にも言えることです。除染作業は大変困難であり、技術的にもまた放射性物質をどう保管するのか問題は山積みで、復興は何十年も先の話しです。そのような状況で父親を残し、母親と子どもが避難をする「家族バラバラ」が今も止まらないのです。

知事は福島の南相馬に行かれ、その現実を目の当たりにされたと思いますが、なぜ、『30年後に原発ゼロ』と言われるのか、原発ゼロを口にしながら、その実現を先送りし、当面は原発に固執する立場です。そこで、具体的にお聞きします。知事は、「美浜原発1号機など老朽原発の再稼働について」、「敦賀3・4号機の新増設について」、使用済み核燃料を再処理する「核燃料サイクル計画について」、「高速増殖炉『もんじゅ』の運転について」賛成なのですか。それぞれ、お答えください。

これほど多くの方が反対しているのに、耳を傾けないのですか。いまやるべきことは、福島、南相馬の人たちの願いに応え、「原発即時ゼロ」の立場に立ち、国に対して強く求めるべきではありませんか。

野田内閣は、この14日に発表した「エネルギー・環境戦略」では、国民の望む「原発ゼロ」を「30年代」と期限を明確にしなかったこと、「核燃料サイクルも行い存続を継続すること、電源開発大間

原子力発電所など3基の建設再開・稼働を容認しました。知事も野田内閣と同じ立場なのですか。

大飯原発はただちに止めよ

【さこ】7月5日、東京電力福島第1原発事故を検証する国会の事故調査委員会の報告書の中で原発事故は「自然災害ではなく、明らかに人災だ」と断言しました。また、政府の事故調査委員会の報告書では「東電を含む電力事業者も国も、『安全神話』にとらわれていたがゆえに、危機を身近で起こり得る現実のものとして捉えられなくなっていた」と『安全神話』が危機を招いたと批判しています。

このことは、「原発はいらぬ。大飯は止めろ」と毎週金曜日の首相官邸前はのべ100万人以上が集まり、この京都でも「金曜日は関西電力前にあつまろう」キンカン行動が行われ、全国的にもさらに大きく広がっていることにも示されています。

政府が2030年の原発比率の3つの選択肢を提案した意見公募に、89124件の意見が寄せられましたが、原発依存度については81.0%が「即時ゼロ」を求めています。

政府は大飯原発3・4号機の再稼働にあたり、『地震による損壊はなかった』とし、野田首相は『安全神話』の復活と『電力不足』で国民を脅しつけ、関西広域連合は「この夏限定的」と容認しました。

今夏最高だった8月3日の最大電力需要は2682万kWで、供給量は大飯原発3・4号機の237万kWを除いても2754万kWあり、原発は必要がなかったということになりました。

知事がやるべきことは、電力不足を煽るのではなく、電力の需要と供給のち密な予測を行い、府民の一番大きな不安である原発の再稼働を回避することにあつたではありませんか。

ところが、知事は府民の不安より、再稼働を切望する関電や財界の要求を優先したと、これは誰が見ても明らかではありませんか。

電力は足りていた、再稼働はただちにやめるべきであり、今後再稼働する必要もありません。大飯原発はただちに中止すべきと国と関電に強く求めるべきではありませんか。

再生可能エネルギー普及へ飛躍的な取組を

【さこ】次に再生可能エネルギーの取組についてお聞きします。

本府の、「エコ・エネルギー戦略会議」では、大手事業者やLNG偏重が主で再生可能エネルギーの積極的な位置づけがなく、原発の存続を基本としています。しかし、本府での再生可能エネルギーの可能性は、「実現が不可能ということではなく積極的な施策をとれば十分やれる数値であって、いかに活用するか」と専門家は指摘されています。

私は7月、秋田県で開かれた「第2回環太平洋自然エネルギー国際フォーラム」に参加してきましたが、秋田県は3年前から地域経済の発展と再生可能エネルギー促進を結合する「秋田宣言」を出し、資金面でも地元金融機関が参与するなど発電量日本一を目指しておられます。木造仮設住宅が有名になった岩手県住田町にも伺いましたが、町全体が林業日本一に向けて林業振興に取り組んでおり、地元産材を使った在来工法の町営住宅や仮設住宅を開発し、バイオマスエネルギーも促進し雇用と町の産業・経済も効果を現し防災にも寄与していることがうかがえました。

住民参加で取り組むべき

京都府内でも、太陽光発電の普及に25～50kW発電のプチソーラーを遊休地の設置に取り組もうとするところもあり、農業との共存も位置づけし、農地の一部や光のあまり必要のない作物の上に設置できないか、農地の活用を進めて農業と売電による安定した収入を得て、農業振興とエネルギーの地産地消を目指しています。メガソーラーの設置では地元業者は参入することはできませんが、プチソーラーは地元で詳しい業者がおこない雇用を生み出し経済の活性化につながっていきます。

本府として、専門チームを立ち上げての研究や住民参加の組織を作り、そこに支援をしながら設置補助事業の創設など、あらゆる支援策を講じ飛躍的な再生可能エネルギーに取り組むべきではありませんか。

【知事】エネルギー政策について、先日14日に政府がまとめた「革新的エネルギー環境戦略」では、「2030年代に原発ゼロが可能となるようあらゆる政策資源を投入していく」「原発ゼロへの課程で安全性が確認された原発は、重要な資源として活用する」「40年廃炉の厳格な運用」「新增設の禁止」「核燃料サイクルの事業は取り組む」という話しがでております。

私どもはこれに対して40年廃炉方針や核燃料サイクルの問題について、既に例外なき実行や行程表の提示を国が責任をもって行うよう、これは滋賀県と共同して提言しているところです。関西広域連合

とも連携し、老朽化したものや安全性が確保できないものは速やかな廃炉を求めていきたいと思っております。

大飯原発の問題については、まず、今年の夏の電力需給について早急な検証が必要であります。19日に発足した原子力規制委員会が速やかに安全基準を作成し、大飯発電所の再審査を行うべきであるということに関西広域連合から政府に対して申し入れたところです。

京都府としても、今後とも府民の安心と安全を守るために、4月にも実施しましたが、さらに専門家による現地確認を行うなど継続して独自対策を講じていきたいと考えています。

次に、再生可能エネルギーについて、原発に出来るだけ依存しない社会を目指す上で、再生可能エネルギーの普及は重要な課題です。このため京都府では昨年度、再生可能エネルギーの導入可能性調査を実施するとともに、アクションプランとして再生可能エネルギー戦略を策定しました。こうして、固定価格買い取り制度を活用したけいはんなのメガソーラーですとか、スマートエコハウス融資制度、関西スタイルのエコポイント事業など家庭用の太陽光発電設備の設置支援、さらには、地域資源を活かした省エネ・エコエネによるビジネスモデルを支援するグリーンカンパニー育成事業を推進しています。

しかしながら、一方で太陽光や風力、小水力等は、現時点においては秋田県の供給力、数字をあげていただければすぐにわかってしまいますけれども、グロスでいきますとまだ基幹的なものになるということは到底難しいというのは周知の事実でありますし、また季節によって大幅に振れるということも事実であり、こういった点では、私どもは既存のエネルギー供給力増強や、さらには日本海の海洋エネルギー資源の調査等、総合的なエコ・エネルギー戦略の検討を幅広い専門家の英知を集めて進めているところであります。

未来永劫稼働に手を貸すのか

【さこ再質問】 原発問題について、新增設についてはどうなのかという問題。一つひとつの答弁を求めたのですが、このことにはお答えになられませんでした。この点について再答弁を求めます。

それから、知事の説明では、大飯原発再稼働の問題ですが、この夏「暫定的な安全判断による限定的なもの」とあった。また、その後、9月7日にも関西広域連合として政府に判断を任せる。結局は「限定的」と言いながら、同じことをくり返しております。これでは未来永劫原発を動かしていくことに手を貸すことになりませんか。大飯原発の運転停止を求めることを強く要求しておきます。

再生可能エネルギーですが、今、多くの方々が再生可能エネルギーへの転換を求めていらっしゃると思います。その中で、外国ではドイツなど、今、20%など大きく広がってきている。これが大きな問題となってきました。実際に電力自給を高めていくために、本府の行っているエネルギー戦略、太陽光発電の可能性、風力や地熱において飛躍的に増やしていく点で府民の力を借りていくという点が弱いのではないかと思います。

条例制定で地産地消エネルギー促進

滋賀県湖南市や鳥取県日南町では条例をつくって、今、地産地消のエネルギー促進に取り組んでおられます。条例には「地域経済の活性化につながる取組を推進し、地域が主体となった地域社会の持続的な発展に寄与することを目的とする」と書かれています。私はこういう姿勢で臨むことが非常に重要だと思います。この点について再質問をいたします。

【知事再答弁】 これは、政府の方でも、全体としては2030年代に原発ゼロが可能となるようなあらゆる政策資源を投入していくというわけですから、全体論としてはそういうことだと思っております。また、我々が関知しております関西においては、この夏の電力需給を十分に見て、その中で必要性があるかないかを判断することになると思っておりますけれども、今、私はその機運にはないというふうに判断しているところです。問題なのはやはり、これからどうやって安定した電力の供給をしていくのか。ある時はダムはいけないと言い、ある時は舞鶴の火力発電所の1号機を止めろ、2号機は作るなど言っております。そして今度は原子力と、こういう都合主義では、私たちはやっぱり府民の生活は守れないと思っております。先ほどの河川の基盤整備の問題も一緒ですけども、言うことがどんどんどんどんどんどんその度に代わって行くことでは、これはやっぱり信頼は、私は、得られないと言っても過言ではないでしょうか。問題なのは、しっかりとした裏付けの上でどういう形で次のエネルギー戦略を描いていくか、例えば太陽光エネルギーについても、先ほどの秋田県や湖南市でも、じゃあどれだけ発電量があるか、今京都市でやられているやつでも、だいたい2万とかそういったたぐいのものであります。4万とかそういったたぐいのものであります。これを併せてもですね110万の大飯、70万の舞鶴、こういっ

たものの代替にはなかなかならない。例えば全部、舞鶴の火力発電所を、これを太陽光にしていくとどれだけの面積になるかということを考えていって、その中でやっていく。さこ議員はじゃあ、火力発電所について、やっぱりなくせと言う従来の主張を続けられるのかどうか、それともダムについてもただなくせというのか、それじゃあどうやって電力を安定的に供給されるのかということをおっしゃるのか。こういった裏付けのある質問に立って初めて私は再生可能エネルギーについてもしっかりとした回答がなされるんだと思います。我々は、いずれにしてもこれから 30 年先を見据えた形で、安全かつ安定的な電力供給を行っていくために、再生可能エネルギーの問題について幅広く研究を進め、そして設置を努めていきたいと考えております。

知事は財界、関電いいなりで存続の立場

【さこ指摘要望】ご答弁いただきましたが、原発の問題では、政府は、「2030 年代までに稼働ゼロ」の方針を取りまとめましたが、財界とアメリカの反発で閣議決定さえできませんでした。知事は財界、関電いいなり、政府と全く同じではないかと思えます。原発ゼロの立場に立たなければ稼働中止というのは求められない。このように指摘しておきます。

そしてその中で、原発を存続していく立場があるからこそ、この再生可能エネルギーそのものに力が入ってこないのだと私は思います。

現実には、火力の問題でも私たちがこの間言ってきたのは、火力に頼るのではなくて再生可能エネルギーへ転換をしていくべきだということ訴えてきたのであります。そしてその中で、この京都府では太陽光やバイオマス、風力などの自然エネルギーのポテンシャルは原発の 40 倍以上ある。そしてその中で、これらの開発に力を入れるべきだということを私たちは一貫して追求をしてまいりました。その手の事をまったくやってこなかったというのが知事の態度ではないでしょうか。

まさに、エネルギーの転換を求めているということで、今、原発を即時にゼロにしていく。そしてその中から再生可能エネルギーへの転換をしっかりと図っていくべきだということを指摘しておきます。

私は本当に、福島県の大熊町議会、21 日に渡辺町長自身が苦渋の決断だと言われましたが、今後 5 年間は全住民が帰還しない方針を町の復興計画で決めたというふうに言われました。これは原発は人類社会と共存しないということですよ。そのことを痛感する。改めて原発をゼロにしていく、このことを肝にすえて再生可能エネルギーを取り組んでいってほしいと思います。

京都市・乙訓地域の高校教育制度改訂について

【さこ】次に、京都市・乙訓地域の高校教育制度改訂の問題です。

先月、「京都市・乙訓地域の高校教育制度に係る懇談会」が「まとめ」を京都府・市教育委員会に提出しました。その「まとめ」では、「総合選抜制度」を廃止し、「単独選抜制度」とすることや、南北通学圏を一つに統合すること、学校の裁量でより入学者を選抜する方向で検討するなど、これまで私たちが危惧してきた、受験競争の激化と格差や序列を広げる本格的な改悪の方向への提案が出されました。

京都府教育委員会は、この懇談会の「まとめ」を受けて、「京都府の戦後の公教育の総仕上げ」という京都市・乙訓地域の公立高校教育制度の「改訂案」を近く発表しようとしています。

「豊かな教育受けさせたい」の願いに応えよ

貧困と格差が広がる中で、多くの保護者のみなさんは、「せめて子どもには豊かな教育を受けさせたい」と高校や大学への進学に頭を悩ましておられます。こうした多くの府・市民のみなさんの願いにこたえる高校教育改革こそ必要ですが、このままいけば、さらに学校間の学力格差と序列が広がり、受験競争を激化させるなど、生徒たちや保護者のみなさんの願いとは逆の方向に進んでいくことを危惧せざるを得ません。

かつて府内の公立高校では、小学区制を含む「高校三原則」のもと、学校間には格差も序列もなく、どの高校に入学しても同等の教育条件が保障されてきました。

しかしその後、府教育委員会は、生徒が学校を自由に選べるようにしたいとⅠ類・Ⅱ類に分ける制度が導入されて以降、中高一貫校や、大学進学をめざす特別な学科の設置など、「学校を選ぶ」施策が一貫して行われてきました。その結果、これまでの私どもの調査でも京都市を含め府内の教育現場で深刻な実態が明らかとなっています。

中学校では、高校を選べるのは一部の生徒に限られ、自宅から遠い高校でも中学校の進路指導段階で

合格レベルに合わせて振り分けられていること、また遠距離通学によって出席数が足りずに退学となる生徒が増えたこと、学力的に困難な生徒が集中する高校では、日々生活指導に追われ、全く加配措置もない中、退学や転学、原級留置が増えていること、さらには高い交通費と長時間の通学も深刻になっています。

まず、府教委として、このような事態を生み出したことについて責任ある総括と検証を行うべきと考えますがいかがですか。

また、通学圏を拡大すれば、受検できる生徒数が増えるわけですから、人気のある高校により多くの希望が集中するのは当然であり、より受験競争が激化することや、不合格者が増加すること、不本意入学が増加することは避けられないと考えますが、いかがですか。

懇談会の副座長でさえ、先月の文教常任委員会で「学校ごとに入学時の合格最低点の格差は出てくる」ことや、「成績が何点以上の子が集まるといことが起こりうる」ことを認めておられるように、もはや、通学圏の拡大や単独選抜の方向では、これまで以上に高校間の格差が広がり、序列も進み、受験競争も激化することは明らかです。

高校生が進路選択できる力を育てる

高校教育制度の改訂は、パブリックコメントや簡単な説明会だけで終わらせるのではなく、府民や教育関係者の多様な意見を聞く場を設け、府民合意で進めるべきではありませんか。お答えください。

いま高校は、無償化へと進み社会全体で子どもたちの学びを支えることが定着しつつあります。中学校までの学力が身につけていない生徒が増えている状況を踏まえれば、行政の責任として、京都府内のどの学校に行っても、高校3年間で高校生自身が進路を選択できる力を育てることが大事です。その可能性を広げられるようにすることや、困難な高校に必要な加配措置を行なうなど教育条件整備を早急に行うことこそ高校教育制度改革の大前提だと考えますがいかがですか。

また、多くの生徒が「自宅からの距離」を高校選びの重要な条件にしていることは、懇談会のアンケートでも明らかとなっているように、地元の高校に行きたい子どもが行けるよう保障し、地域に根付いた高校にしていくことが必要だと考えますがいかがですか。

【教育長】山城通学圏の高校教育制度改革について、公立高校の責務は、生徒一人ひとりの能力や個性を最大限に伸ばすことにあり、これまでから各高校の状況や成果、課題などを適切に把握したうえで、府立高校改革に責任を持って取り組んでいるところです。中学生は学力だけでなく、その高校の様々な特色に魅力を感じて、中学校の進路指導のもと、主体的に希望校を決定しており、決して強いられているという状況はないものと考えております。

山城通学圏では、改革前と比べて中途退学や原級留置、生徒指導件数、いずれの数値をとってみても全体として減少しているところであり、遠距離通学のため中退などが増えているといった状況もありません。

また、京都市・乙訓地域の通学区域の拡大に対するご懸念については、過度な競争主義をとろうとするものではなくて、仮に通学区域を拡大したとしても中学校での丁寧な進路指導や受験機会の複数化等のセーフティネットがあれば受験競争の激化や不本意入学の増加にはつながらないと考えています。

次に、高校教育制度の見直しの進め方についてですが、懇談会の設置や府民の皆様からの意見聴取、説明会を始め、府議会や関係機関のご意見も広くお聞きしながら、時間をかけ丁寧に進めているところです。

なお、どの高校でも、入学してきた生徒をしっかりと伸ばすことが大切でありますので、府立高校の教育環境の充実につきましては各高校の状況を十分に聞きながら今後も積極的に起こっていきたいと考えています。

次に、高校の地域性についてですが、約11000人もの方々にご回答いただいた、懇談会による生徒保護者アンケート調査の結果では、通学距離や時間だけでなく、高校の教育方針や部活動、進路実績等、様々な志望動機で高校を選択されております。また、高校段階での地域とのかかわりは、単に生徒が住んでいる場所だけで捉えられるものではないと考えております。府教育委員会としましては、こちらからも、子どもたちにとって何が大切なのかをしっかりと考えながら、保護者、府民の皆様の期待に応える高校教育制度の改革を着実にすすめてまいりたいと考えています。

多様な意見求め府民的議論を

【さこ指摘要望】高校教育の問題ですが、この問題では、今、国連からも過度に競争的な教育制度のス

トレス等が子どもの発達を歪めていると繰り返し指摘されていることにも逆行していくのではないか。その点で、どの公立高校に行っても、高校3年間で高校生自身が主体的に進路を切り開けるような力を育てること、希望すれば地元の高校にいけるよう保障することこそ高校教育制度改革の大前提ではないでしょうか。拙速に高校教育制度について結論を出さない、府民への説明だけにとどまらない、多様な意見も求めて、当事者の生徒、教職員、専門の教育学者など含めて、学区単位というか細かい単位で府民的な議論を行なっていくべきだと強く求めておきます。

関西広域連合が求める出先機関の移管

【さこ】次に関西広域連合と道州制の問題についてお聞きします。

まず関西広域連合が求めている国土交通省などの出先機関の移管問題についてです。わが党議員は、6月議会で、出先機関移管が道州制への道筋であることを財界の狙いも明らかにしながら指摘しました。さらに、京都府内をはじめ多くの市町村が、防災問題などの対応で国の出先機関の丸ごと移管に不安を表明していることを示し、広域連合への移管の中止を強く求めました。ところが知事は「確かにいろいろな不安が出てきていることは事実」と認めつつ、「移管にむけて全力で取り組む」と、まともに答えませんでした。

8月13日から14日に近畿を襲った大雨被害は、京都府南部だけでなく滋賀県や大阪府でも大きな被害を及ぼす広域的な災害となりました。この時の対応を見ますと国土交通省近畿地方整備局が果たした役割は非常に大きかったことがわかります。災害の発生と同時に独自の判断で災害対応の専門家を現地に派遣、機材も送り、14日早朝からはヘリコプターを飛ばし、各府県の被災状況を把握、いち早く京都府へも情報提供するとともに、府では対応できない大型照明車や大型ポンプ車を送り出したのです。

大規模な災害に広域連合は対応できない

私は先日、東北の被災三県へ行き、出先機関の関係者の方から震災時の対応と復旧に取り組んでおられるご苦労をお聞きしました。特に出先機関の役割の重要性を感じたのは、被災直後からの緊急復旧の問題です。「くしの歯作戦」といわれ、4日間で被災地の南北・東西を結ぶ「くしの歯型」救援15ルートを通行可能にしたものです。東北地方整備局が指揮し全国の整備局の力を集中して救援ルートを確保し、その道を使って消防や自衛隊が救助に入って行ったのです。

お話を聞きした方は、「国が一括し、全国の地方整備局が同一のシステムを使い、日常的に同様の訓練をしているから瞬時に全国対応ができる。広域連合で対応できるのか疑問」と言われました。東日本大震災では、県は自らの対応で必死だったのです。知事は広域的な災害緊急時は国と連絡を取り合いから大丈夫といわれますが、災害対応は緊急時と日常時を切り離して考えられません。大規模な災害に広域連合が対応できない。防災体制が分断されると考えるのは当然です。

その心配が全国の市町村に広がっているのです。6月6日には全国市長会が移管反対の決議をあげ、8月3日には全国507市町村長に広がった「地方を守る会」が緊急の反対決議をあげました。いま出先機関の移管に積極的に取り組んでいるのは、基礎自治体の声をまともに聞かない全国知事会だけであり、関西広域連合だけなのです。この結果、政府は、地方移管に向けた出先機関改革関連法案を閣議決定することもできない状況になっています。

全国の基礎的自治体の声をまともに聞かないのは、関西広域連合と山田知事ではありませんか。改めて地方の声にこたえ出先機関の移管中止を求めます。いかがですか。

地方自治破壊の道州制への道

次に道州制の問題です。8月23日に開かれた広域連合議会では道州制導入の考え方を問う質問が相次ぎ、首長間や議員間で意見が分かれたと報道されています。推進を掲げる橋下徹大阪市長は府県を廃止し、州を置く「廃県置州」を唱え「すぐに導入が必要。選挙で決めるしかない」と発言。井戸兵庫県知事は、「単なる府県つぶし。国全体の統治機構の課題だ」と反対の立場を強調したとまさに同床異夢であることを露呈しました。

我が議員団は一貫して指摘してきましたが、「地方分権」「地域主権改革」の名前で市町村合併が押し進められ、地方は疲弊してきました。道州制はさらに、財界の思うままに地方の資金が集中出来るように国の在り方を変えようとするものです。

関西広域連合の動きは、広域連携にとどまらず、「出先機関の丸ごと移管の要請」や「大飯原発再稼働容認」、財界の意向をストレートに反映した広域計画づくりなど、住民抜きで地方自治体の自主性を

破壊する事態を積み重ね、実質的に道州制への筋道を歩んで来たのです。この上に立って維新の会は、道州制を総選挙の大きな争点にし、一挙に実現しようとしています。

知事がいくら関西広域連合は制度として道州制とは違うと言い続けても、財界の言うまま関西広域連合を推進していけば道州制へ進む道、地方自治破壊の道でしかありません。このまま推進していけば、道州制へ突き進み、引き返せない道ではないでしょうか。知事はどう考えますか。

【知事】 関西広域連合について、国の出先機関の移管については、これまで何度も申し上げているように、これは国の出先機関の丸ごと移管という形になっておりまして、ここは本来は地域行政を担っているにも関わらず、議会などの民主的なチェック、出先機関を住民の代表がチェックできない体制にある。ここが一番大きな問題であり、その中で私どもは丸ごと地方に移すことで議会や住民の目が届く、透明でガバナンスがきいた仕組みにして行くことが目的であるというふうに考えております。

ただ、そうした中で災害対応については心配がありますので、これは出先職員が広域連合にそのまま移るとともに、責任者もきちっとした形で置いて行動していく。そして災害時においては国のいろんな面で指揮を受ける形になっていくという形の中で安全性を確保するという、正直言って地域分権からすると中途半端な形になっている。これは条文をお読みいただければ明らかだと思います。

そういった点について、私どもは今、市町村とお話を進めていますし、特に市町村が求めている関西広域連合をはじめとする広域連合議会への意見の反映についても新しい仕組みの構築を話し合っているところであり、こういった中で今、着実に理解を進めているところでもあります。このように私どもは、逆に県と国出先機関が分断されて、バラバラに、なんか功を競い合っているような形というのは、私はやっぱり本当の意味で安心安全のためにいいんだらうか、きちっと一体になって道路や河川等について取り組んでいく体制を作る方がやはり平時の場合も含めて安定した基盤行政ができるというふうに考えているところです。

市町村からのご意見については、これは京都府と京都市町村の情報共有連絡共同の場合は、関西広域連合について今説明をしているところでもありますし、これからも説明をしっかりとしていかなければならないというふうに考えているところです。いずれにしても、事務の移譲については京都府議会からも附帯決議を頂いておりまして、また広域連合議会からも強く求められているところであり、今後とも実現に取り組んでいきたいと思っております。

次に、道州制について、これは橋下大阪市長も「関西広域連合と道州制は全く別個のものである。だから選挙で決して我々は法律の仕組みによってやらざるをえない」と発言しているわけであり、関西広域連合の推進と道州制というものは、これはまた違う方向であるということもみんな認識をしているところでもあります。その中において、本当に道州制が必要なのかどうかというのは、正にどれだけ力を合わせてやっていく形がうまくいくのかいかないのか。ある面では、関西広域連合がうまくいかなければという議論も出てきているのは、私は逆に事実じゃないかなと思っているところであり、私としてはしっかりと関西広域連合の場で都道府県が支え合い、また力を合わせる仕組みというのを作って行くというのがまず先決であるという形で、今、行動しているところでもあります。

丸ごと移管に固執は関西広域連合と知事だけ

【さこ指摘要望】 関西広域連合について、今回の豪雨災害によって京都府、滋賀、大阪、それぞれが災害の対応に追われている中でも、国土交通省近畿地方整備局があったからこそ迅速な対応ができた。国の出先機関が関西広域連合に丸ごと移管していたら、混乱し動きが取れなかったのではないかと。これは、全国の市長会で「大規模災害の時に対応できるのか」などの心配の声が上がって、指摘されているところです。出先機関の丸ごと移管は断固やめるべきです。

今回、関西広域連合と近畿市長会・近畿府町村会長との懇談会があったが、出先機関については閣議決定もできていない現状に質問も出なかったと聞いています。多くの町村会長が「無理だと思っている」のです。関西広域連合と知事だけが必死になっているのではないかとこのことを指摘しておきます。

最後に、民主党は野田首相が再び代表になりましたが、多くの国民が反対している消費税増税、原発再稼働、TPP推進、オスプレイ配備などを強行する民主党が民意とまったくかけ離れた存在だということは明らかです。

その民主党と悪政を競い合っているのが自民党・公明党です。また、国民の政治不信の広がりの中、マスコミの持ち上げる「橋本・維新の会」は、道州制導入、消費税の地方税化、TPP推進、オスプレイ配備など自公以上にアメリカ言いなり・財界中心の政治を行おうとしています。

来るべき総選挙、来年7月の参議院選挙で日本共産党は、国民が求めている消費税増税中止、原発即時ゼロなどを実現するため、また共に要求を実現するためその先頭に立って奮闘することを申し上げ、質問を終わります。ご静聴ありがとうございました

《他会派代表質問項目》

【9月24日】

■北岡千はる（民主・京都市左京区）

1. 府南部豪雨災害対策について
2. 京都府の就業支援について
3. 大学との連携による地域力再生の取り組みについて
4. 教育問題について
 - (1) いじめ問題について
 - (2) 学力向上と個別学習支援について
5. 府警における犯罪被害者支援について

■菅谷寛志（自民・京都市山科区）

1. 南海トラフ地震に対する防災対策について
2. 公債発行特例法案未成立による地方交付税減額について
3. 中小企業の海外戦略について
4. KTRの赤字経営問題について
5. 教育問題について

【9月25日】

■平井齊己（民主・京都市北区）

1. 原発・エネルギー政策について
2. 河川行政について
3. 観光対策について
4. 文化行政について
5. いじめ問題について

【9月25日】

■片山誠治（自民・南丹市）

1. 京都北部・中部の疲弊について
2. 南丹医療圏の取り組みについて
3. 野生鳥獣被害対策について
4. 林業振興について

■林正樹（公明・京都市山科区）

1. 土砂災害対策について
2. 認知症対策について
3. 障がい者の工賃向上と就労支援について
4. 青少年健全育成について
5. 薬物乱用対策について
6. 空き家対策について

■尾形賢（自民・京田辺市及び相楽郡）

1. 府南部豪雨災害対策について
2. 都市基盤整備について
3. 京都首都機能バックアップについて
4. 国民健康保険について
5. 府民協働防犯ステーションについて
6. ソーシャル・ビジネスについて